



平成 29 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 e n i s h
住 所 東 京 都 港 区 六 本 木 六 丁 目 10 番 1 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 徳 孝 平
(コード番号：3667)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 高 木 和 成
TEL. 03 (6447) 4020

第 9 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 13 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、社外協力者（以下「外部協力者」といいます。）に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社が新たに外部協力者と共同で開発する携帯通信端末向けのアプリケーションの配信及び当該アプリケーションに付随して提供するサービスに関する事業（以下「本事業」といいます。）により生じる収益の最大化及び中長期的な企業価値の増大を目指すため、当社が外部協力者に対して協力行為へのインセンティブを付与することを目的として、外部協力者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権には、当社株価が本新株予約権の行使価額の 50%を下回った場合に、本新株予約権の行使を義務付ける旨の行使条件が設定されていることから、当社株価の下落時には本新株予約権の割当予定先である外部協力者に一定の責任を負わせることで、外部協力者においても株価変動リスクを既存株主の皆様と共有することが可能となります。また、本新株予約権の 1 株あたりの行使価額は、発行条件決定日の前日終値を基準に定めていることから、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。

また、上記の行使条件の発動水準を本新株予約権の行使価額の 50%を下回った場合と設定した理由と致しましては、当社の過去の株価推移（平成 28 年 1 月 4 日以降の最高値が 848 円、最安値 383 円と 5 割強の変動）を考慮の上、本事業における重要メンバーとして株価水準へのプレッシャーを意識しつつ当社に関与いただくべき適切な水準が、本新株予約権の行使価格である当社株価の前日終値の 50%であると判断したためであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 2.3%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、割当予定先である外部協力者に本新株予約権を株価上昇へのインセンティブとして付与しており、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。また、市場流動性の観点からは、当社株式の過去 3 か月間（平成 29 年 1 月 13 日から平成 29 年 4 月 12 日まで）の 1 日あたりの平均売買出来高は約 181,000 株であり、一定の流動性を有しております。これに対して、本新株予約権がすべて行使された場合の発行数は 180,000 株であり、上記平均出来高の約 1 日分に相当します。このため、市場流動性を考慮したとしても、行使期間である 10 年間に於いて本新株予約権を分散して行使・売却することは十分可能なものと考えられ、これによる当社の市場株価に与える影響は限定的なものと考えております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は、合理的なものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,800 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 180,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数（下記 3. (1) で定義する。）が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、900 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等（本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成 29 年 4 月 13 日の前日の東京証券取引所における当社株価の終値 502 円/株、株価変動性 78.43%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.038%）や、本新株予約権の発行要領に定められた条件（行使価格 502 円/株、満期までの期間 10 年、株価条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

なお、当該判断に当たっては、本新株予約権発行に係る取締役会において、全監査役より、払込金額が特に有利な金額に該当しない旨の意見を得ております。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 502 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 29 年 4 月 28 日から平成 39 年 4 月 27 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の末日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（但し、上記 3.（2）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に 50% を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 本新株予約権者は、上記 3.（3）に掲げる行使期間において、上記 3.（6）①に掲げる事由が生じた場合を除き、平成 30 年 4 月 28 日より本新株予約権の一部または全部を行使できるものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 4 月 28 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができな

くなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 5. に準じて決定する。

7. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 4 月 28 日

10. 申込期日

平成 29 年 4 月 17 日

11. 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

外部協力者 3名 1,800 個

Ⅲ. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の状況

割当予定先の概要	外部協力者 3名	
当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	外部協力者1名は本事業の企画、開発等に携わっております。 その他の外部協力者は、制作・プロモーション活動が円滑に進むよう調整や進行管理等に携わっております。

なお、本新株予約権の付与にあたり、当社は割当予定先である外部協力者に対し、日経テレコンを利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査しました。その結果、割当予定先に反社会的勢力等との関わりを疑わせる結果はありませんでした。また、当社は割当予定先に対して反社会的勢力との関わりの有無について聞き取り調査を行い、何らの関わりがないことを確認するとともに、反社会的勢力に該当しない旨の誓約書を入手しております。また、東京証券取引所に「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本事業により生じる収益を最大化するため、上記割当予定先に対して、当社に対する協力行為へのインセンティブを付与することを目的としており、割当予定先が担当分野における本事業の付加価値の向上に貢献することで、当社の企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指して参ります。

前記Ⅰ. のとおり、本新株予約権には、当社株価が行使価額の50%を下回った場合に、本新株予約権の行使を義務付ける旨の行使条件が設定されております。外部協力者は、本事業の企画・開発に加えプロモーション活動等根幹部分に関与出来る取引先であり、本事業における重要なメンバーとして当社の株価水準へのプレッシャーを意識しつつ当社に関与いただくことで、より強固な関係を構築するとともに、より一層の企業価値の向上や株主の皆様の利益向上への意識付けを行うことを企図しております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、新株予約権の払込に要する財産の存在につきまして、割当予定先の払込に支障がない旨を口頭により確認をしております。また、本新株予約権の払込金額は1個当たり900円と、比較的少額であることから、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

以上